## 公器

画

岬

火曜日

令和元年7月2日 火順

# 福岡県公報

令和元年7月2日 第 17 号

#### 目 次 **示** (第125号 - 第130号) ○解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ………1 ○解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ………1 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……2 ○道路の供用の開始 (道路維持課) ……2 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……2 ○道路の供用の開始 (道路維持課) ……3 ○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……3 ○土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) ……3 ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……4 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……5 ○福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発センター及び福岡県男女 共同参画センターの指定管理者の募集 (福祉総務課) ……5 ○福岡県立ももち文化センターの指定管理者の募集 (文化振興課) ……7 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……8

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	{
○意見募集の結果の公示	(水田農業振興課)	(
○住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業	務を行う事務所の	
所在地の変更	(住宅計画課)	(
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	(
教育委員会		
○福岡県立社会教育施設の指定管理者の募集	(教育庁社会教育課)	(
選挙管理委員会		
○参議院福岡県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登	録 (市町村支援課)	1
○参議院福岡県選出議員選挙における政見放送を行	うことができる基	
幹放送事業者及び政見放送の回数	(市町村支援課)	1
○参議院福岡県選出議員選挙における政見放送にお	いて手話通訳士に	
よる手話通訳を付して政見を録画することができ	る放送事業者	
	(市町村支援課)	1
告示		
告 示		

#### 福岡県告示第125号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2の規定により次のように告示する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所 京都郡みやこ町犀川上伊良原字日焼745の3
- 2 保安林として指定された目的 水源の滋養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 福岡県告示第126号

明発行日 毎週火金曜日 行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7 成]〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1

- 643 -

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

K

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

2の規定により次のように告示する。

京都郡みやこ町犀川上伊良原字日焼740の1、741の2・744の4 (以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	八女市星野村7921番1先 から 八女市星野村7275番3先 まで	5.4 ~ 48.0	4,886.0
八女	県道	八 女 香 春	前	八女市星野村7921番1先 から うきは市浮羽町妹川3703 番1先まで	7.0 ~ 51.0	3,480.0

	後	八女市星野村7921番1先 から うきは市浮羽町妹川3703 番1先まで	7.0 ~ 48.0	3,480.0
--	---	---	------------------	---------

#### 福岡県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 元年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	八 女 香 春	八女市星野村7928番 1 先から 八女市星野村7439番 1 先まで

#### 福岡県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	X	間	幅 員(メートル)	延 長(メートル)
			前	うきは市浮羽 番14先から うきは市浮羽 番 2 先まで		5.5 ~ 64.0	5,354.0

久留米	県道	八女香春	公白	前	うきは市浮羽町妹川3703 番1先から うきは市浮羽町妹川3001 番2先まで	8.3 ~ 64.0	1,155.0
				後	うきは市浮羽町妹川3703 番1先から うきは市浮羽町妹川3001 番2先まで	8.3 ~ 64.0	1,155.0

#### 福岡県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八 女	うきは市浮羽町妹川3122番6先から うきは市浮羽町妹川3118番1先まで

## 公 告

#### 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。 この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、 速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 放置車両の形態等

放置場所	糟屋郡志免町坂瀬11番地 福岡県営坂瀬住宅11棟南側
撤去通告貼付けの日	令和元年5月15日
メーカー名	ダイハツ
種別等	軽自動車
自動車登録番号等	佐賀 580 せ 28-20
所有者 (運輸局等照会)	光井 聖一
車名	ミラ
塗色	白
車台番号	L502S - 045802
使用者 (運輸局等照会)	光井 聖一

#### 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741 福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

#### 公告

解散した清算法人朝倉町土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良 法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定によ り次のように公告する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

E	E	彳	4	住 所	
市	Ш	和	平	朝倉市入地1681番地3	
白	水	堅	志	朝倉市石成987番地	
植	田	善	信	朝倉市長渕609番地3	
栁	原	_	德	朝倉市入地1715番地	
池	田		至	朝倉市古毛1700番地 1	
佐洲	度嶋	克	己	朝倉市大庭1701番地	

堀	倬	造	朝倉市宮野220番地
久保山	晴	正	朝倉市菱野1112番地1
田中	博	康	朝倉市古毛2676番地
星野	恒	道	朝倉市須川1743番地
稲 富	_	實	朝倉市須川1467番地1
半 田	雄	Ξ	朝倉市多々連327番地1

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年6月14日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 スーパードラッグコスモス南里店
- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地 外1筆
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐輪場の位置及び収用台数

位置	変更前	変更後
駐輪場 No.1	10 台	7台
駐輪場 No.2	26 台	
合計	36 台	7台

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年5月22日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 アクロスプラザ春日南
- (2) 所在地 春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エービーシー・マート	株式会社エービーシー・マート
代表取締役 野口 実	代表取締役 野口 実
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
他3社	他2社

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年6月11日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオン穂波ショッピングセンター
- (2) 所在地 飯塚市枝国長浦666番地48 外13筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

変更前	変更後	
日鉄鉱業株式会社	日鉄鉱業株式会社	
代表取締役 松本 六朗	代表取締役 小山 博司	
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社	イオン九州株式会社
代表取締役 山口 聡一	代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
他51社	他48社

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめモール柳川
- (2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

#### 公告

福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画センター (クローバープラザ) の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発 情報センター及び福岡県男女共同参画セン ター	春日市原町三丁目1番7号

2 予定される指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件 (グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件) を全 て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する 者
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の 参加を制限されている者
  - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争 入札について指名停止措置を受けている者
  - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、 破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づ

- き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せ られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過 しないもの
- キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴 力団員であるもの
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応 墓する場合の各構成員は、本墓集への単独応墓又は他のグループでの応墓を行って いないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県男女共同参画 センター(以下、総称して「センター」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業(施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実 施する事業)
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も 効果的に達成することができると認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務 に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有して いるものであること。

- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別 に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続等
- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申 請書(以下「申請書 | という。)に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出す ること(持参に限る。)。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間

令和元年7月2日(火)から令和元年9月2日(月)まで(ただし、県の休日を 除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会 の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。 募集要領の配布は、この公告の日から令和元年9月2日(月)まで(ただし、県の 休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領 又は県のホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) を参照のこと。

アー日時

令和元年7月18日(木)午後1時00分から午後3時00分まで

イ 場所

クローバープラザ (春日市原町三丁目1番7号)

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費 については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部福祉総務課総務係

電話 092-643-3244 ファクシミリ 092-643-3245

E-mail fukusomu@pref.fukuoka.lg.ip

#### 公告

福岡県立ももち文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立ももち文化センター	福岡市早良区百道二丁目3番15号

2 予定される指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件(グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件)を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する 考
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の 参加を制限されている者

- ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争 入札について指名停止措置を受けている者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、 破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づ き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴 力団員であるもの
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 福岡県立ももち文化センター(以下「センター」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も 効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務 に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有して

いるものであること。

- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続等
- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること(持参に限る。)。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書等の提出期間

令和元年7月2日(火)から同年9月2日(月)まで(ただし、土曜、日曜及び 祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の 議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。 募集要領の配布は、この公告の日から令和元年9月2日(月)まで(ただし、土曜 、日曜及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で 行う。

- (5) 説明会の開催
  - ア日時

令和元年7月24日(水)午後2時00分から

イ 場所

福岡県立ももち文化センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第二係

電話 092-643-3346 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 宗像市須恵二丁目440番1、440番40、440番42から440番53まで、442番11及び442番 16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 北九州市小倉地区下到津四丁目9番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成2年福岡県規則第41号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に 掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和元年7月2日

火曜日

Ш

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)の一部改正に伴い、貸付金額の限度及び据置期間を定めた規定を整理するほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年7月2日

#### 公告

農産物検査法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間案について、平成31年1月4日から平成31年2月5日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和元年6月18日に審査基準及び標準処理期間を設定しました。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部水田農業振興課農産振興係

電話:092-643-3472

メールアドレス: suiden@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のように公示する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の 名称	変更に係る 事項	IΗ	新	変更 年月日
特定非営利 活動法人セ ーフティネ	支援法人の住所	福岡市中央区小笹四丁目5-2	福岡市東区社領二丁目 23番19号	令和元年 6 月 17 日
ットNeeds Me	支援業務を行う 事務所の所在地	福岡市中央区小笹四丁目5-2	福岡市東区社領二丁目 23番19号	令和元年 6 月 17 日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字新原字前田173番4から173番20まで、175番4、199番1、199番3から199番5まで、214番1及び214番5から214番18並びにこれらの区域内の道路・水路等である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区浦田一丁目28番68号

株式会社福岡技建工業

代表取締役 迫野 譲二

#### 公告

福岡県立社会教育施設の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年7月2日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

以下の施設において、一括して募集を行う。

名 称	所 在 地
福岡県立社会教育総合センター及び福岡県 立社会教育総合センター少年自然の家	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2

福岡県立英彦山青年の家	田川郡添田町大字英彦山32-18
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	宗像市神湊1276番地

2 予定される指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及 $\mathcal{O}(2)$ の要件(グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件)を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する 者
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の 参加を制限されている者
  - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争 入札について指名停止措置を受けている者
  - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、 破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づ き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
  - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - キ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴 力団員であるもの

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 諸施設の利用の許可に関する業務
- (2) 諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務
- 5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中から各施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、各施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、諸施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が各施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。
- 6 指定の手続等
- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる 書類を添えて、8の場所まで提出すること(持参に限る。)。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業、活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
- (2) 申請書等の提出期間

令和元年7月2日(火)から同年9月2日(月)まで(ただし、土曜、日曜、祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。 募集要領の配布は、この公告の日から令和元年9月2日(月)まで(ただし、土曜 、日曜、祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行 う。

(5) 説明会の開催

施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ(http://www.pref.fukuokalg.jp/)を参照のこと。

名称	日 時
福岡県立社会教育総合センター及び福岡県 立社会教育総合センター少年自然の家	令和元年7月29日(月)午後1時30分から
福岡県立英彦山青年の家	令和元年7月31日(水)午後1時30分から
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	令和元年8月5日(月)午後1時30分から

#### 7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費に ついては、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出、募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部社会教育課総務・文化係(行政棟北棟4階)

電話 092-643-3886 ファクシミリ 092-643-3889

E-mail ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第8号

第25回参議院議員通常選挙における参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

令和元年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

1 登録の基準日 令和元年7月3日

ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和元年7 月21日をもって算定するものとする。

2 登 録 日 令和元年7月3日

#### 福岡県選挙管理委員会告示第9号

第25回参議院議員通常選挙において、福岡県選出議員選挙の候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

令和元年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

#### 1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回 数
九州朝日放送株式会社	2
株式会社テレビ西日本	1

#### 2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	回 数
RKB毎日放送株式会社	1

#### 福岡県選挙管理委員会告示第10号

第25回参議院議員通常選挙に係る福岡県選出議員選挙の政見放送において、候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を、次の

<sub>~</sub> ,Γ	
12	とおり定めた。
第17号	令和元年7月2日
第 1.7	福岡県選挙管理委員会委員長藤井克已
	手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者
	日本放送協会福岡放送局
	九州朝日放送株式会社
盎	
ধ	
账	
匨	
幅	
III.	
火曜日	
ш	
令和元年7月2日	
5年7	
和五	
<\ri>⊢	
- 1	